

## 分別解体等の計画等（別表）

（～0～） **ここが聞きたい** （～0～）

< 元請予定者の方へ：別表は企業の技術力の証です!! >

この号外は、皆様から多く寄せられる質問に対する福山市の思いを綴っています。どんどん内容を充実していますので「最新版」があるかどうか気軽にお問合せください。

### 新築工事なのになぜ「分別解体等」なの？（更新：2003/01/24）

新築工事における分別解体等とは、新築工事等に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為を言います。「燃えるもの」「燃えないもの」と記載したゴミ箱に廃木材やコンクリートガラを入れることはできなくなりました。

### なぜ、建築物の場合は、この別表が棟数分必要なの？（更新：2003/01/24）

建築物は、色々な構造方法を用いていること、また各棟の配置により工事の段取りに大きく影響し、その料理の仕方がプロの腕の見せ所だと思います。構造により排出される廃棄物量の内訳も大きく異なります。発注者さんがわかりやすく、また、元請者さんが書きやすく、最後に、福山市もわかりやすくするため、県内統一的に棟数分の別表をお願いしています。ご理解ください。

### 建築物、工作物の状況ってなにを書くの？（更新：2003/01/24）

#### 建築物（別表 1,2）

##### 第 1 建築物の新築・増築・修繕・模様替の場合

新築の場合で、棟数が 1 の場合は記入の必要はありませんが、増築・修繕・模様替の場合は、既存建築物の用途、階数、床面積を記入してください。

##### 第 2 建築物が複数棟ある場合

届出書（様式 1,2 号）1 に建築物の全体的なことを書いていますが、別表は棟ごとに添付しますので、別表へ届出書 1 の内訳を記載してください。（用途又は棟名称、階数、工事対象床面積）

#### 建築物・土木工作物共通（別表 1,2,3）

##### 第 3 解体工事がある場合（第 1,第 2 に加え次の内容を記入してください。）

建築物の解体工事の場合は、建築設備・内装及び屋根を原則手壊ししなければなりません。作業員が安全に作業するためには、建物に安全に乗れるか、入れるかを調べる必要があります。また、建築物以外の解体工事についても、対象物の危険性を調査する必要があります。築後 年、屋根下地の強度や柱梁の強度等を調査した結果を記入してください。

分別解体等にポイントを絞った「建築物・工作物に関する調査の結果」と「工事着手前に実施する措置の内容」の考え方（更新：2003/01/24）

#### 建築物の解体工事編

##### 調査

担当として仕事を引き受けた場合、まず現場を確認に行くと思います。これが「調査」であり、現場を見ながら「できる」「できない」と感じたことが「調査の結果」

です。困難な状況や経費のかかるポイントをプロの直感で見つけていると思います。例えば、敷地にスペースはないけど、隣に駐車場がある等が考えられます。また、門や塀があるけど部分的に壊して搬出経路にできるぞ、他は強度もあるので解体の仮囲いに使えそうだな等です。庭は広いけど、高価な植木や高い築山があるぞ、施主さんが必要な植木は移植が必要だ、築山は取る必要があるなあってことも考えられます。

### 措置

現場を調査し、事務所に帰って調査結果を整理し施主に借地が可能か確認するとか、仮設道の設置の見積をする等、調査結果を実現するための「措置」に必要な経費の見積と段取りを行っていると思います。施主が分別解体等に必要な費用を負担しようと思えるような内容で記載する必要があります。「する」「してする」といった表現になると思います。

### 建築物の新築・増築・修繕・模様替（別表 2）の場合、何を書けばいいの？特に変わったことはしないのに。（更新：2003/01/24）

プロにとってあたりまえのことでも素人にとってはわからないことばかり。あなたが気付かずに色々工夫していることが必ずあるはず。仮設計画の時、分別のボックスをどこに置こうか。仕上がってきたらどこへ逃がそうか。各階での分別はどうしようか。などなど。新築等の場合、基礎の型枠建て込み時と外構工事では現場の状況はがらりと変わります。完成までの工程のなかで、あなたが特に注目することを書けばいいのです。

### 土木工事（別表 3）の場合は、何を書けばいいの？（更新：2003/01/24）

土木工事等は、工作物の種類が豊富で、作業環境も非常に異なります。例えば、交通量の多い道路で、下水道の工事を行う場合、夜間に作業を行うことも作業場所（分別解体等も含めた）の確保にあたります。道路使用許可も作業場所の確保にあたるし、斜面での工事では、分別作業や仮置き場所をつくるため、仮の造成もあると思います。これは、まさしく作業場所の確保です。

### 付着物の有無ってなに？（解体・修繕、模様替え）（更新：2003/01/24）

建築物や工作物の用途によって、また、使用されている材料によって、作業員の健康や生命に悪影響がある場合があります。元請者として、慎重にそれらを調査しなければなりません。例えば、スレートやPタイルや耐火被覆などは、発ガン性のあるアスベストを含んだものもあります。PCB を使用した変圧器や水銀の入った蛍光灯なども注意が必要です。

### 工事の着手日はいつ？（更新：2003/01/24）

福山市では、「工事着手前に実施する措置（前記「措置」です。）で経費の発生する措置の開始日、特定建設資材の使用を開始する日又は特定建設資材廃棄物が生ずる最初の日のいずれか早い日」と定義しています。

### 分別解体等と直接関係のない仮設工事や仮囲いの開始日は、着手日ではありません。建築物の解体を請負ったが、建築設備・内装等、屋根を機械で壊さないと間に合わないしお金がかかる。なぜ手壊しなのか？（更新：2003/01/24）

混ざるからです。再資源化等の必要なコンクリート、アスファルト、木材以外のものを先に取り除くためです。作業員の安全が確保できない、技術的に不可能といった場合以外機械による解体は認められません。施主に適正な費用の支出と工期の確保を理解し

てもらうため、別表はあるのです。

また、内装等の解体後、屋根を解体するのは、内装材や設備に含まれる薬品等が雨に濡れて溶け出して木材等に付着し再資源化ができなくなるのを防ぐためです。

### **文書を書くのは苦手なんだけど**（更新：2003/01/24）

文書で書くのは苦手でも、発注者さんに理解してもらおうと思えば方法は色々あります。例えば、簡単な見取図を描いたり、工程表に書き込んでみたり。とにかく発注者さんが理解しやすければ手段は問いません。創意工夫で、自分のオリジナルを作ってください。

## **(-\_-;) 番外編 (-\_-;)**

### **「自主施工」と「請負」の違いはなに？**（建設会社が自分の事務所等を工事するとき）

（更新：2003/01/24）

「自主施工」とは、対象建設工事を請負契約によらないで、自ら総合的な企画、指導、調整のもとに工事を施工することをいいます。（現場監督さんが、複数の下請業者を手配しないと工事ができないような仕事です。）

例えば自社ビルを新築するとき、自社の現場監督に担当させる場合は、「自主施工」ですが、解体工事だけ行う場合で、その工事を解体業者に発注する場合は、「請負」となります。

### **解体工事業登録ってなに？**（更新：2003/01/24）

住宅などの解体工事で 請負代金が500万円未満の工事は、建設業許可不要でしたが、建設リサイクル法の施行により、たとえ1円でも受け取って解体工事を請負う場合は解体工事業登録が必要となりました。下請けに解体工事を発注する場合、元請者も、建設業法の「建築工事業」、「土木工事業」とび・土工工事業」の許可がない場合、解体工事業の登録が必要です。単に、解体工事だけを発注したり、受注したりする場合は、ご注意ください。

### **建設リサイクル法で、施工者として特に注意すべき点はなに？**（更新：2003/01/24）

例えば、擁壁の型枠工事の場合、入角部分は現場で切断加工が必要ですが、そこで発生した端材は、通常その時点（現場）で不要材となります。この不要材は、再資源化施設へ搬入する車両へ積込むこととなります。（再資源化等の費用は、廃棄物の運搬費と再資源化費の合計金額です。）型枠加工場へ持ち帰って分別し、まとめて再資源化施設へ搬入することは原則できません。建設リサイクル法ができる前と後では、現場の事情は全然違ってきているのです。

### **アルミカーポートは建築物なの？**（更新：2003/01/24）

**建築物**です。面積算定は、建築指導課までお問合せください。なお、床面積 0 m<sup>2</sup>でも棟数 1 にカウントされますので、カーポートについて記載した別表の添付が必要です!!

### **門や塀は何になるの？**（更新：2003/01/24）

建築物の敷地に造られた門や塀は、建築物ですが、建築物のない敷地にある門や塀は建築物ではありません。建築基準法第 2 条第一号

**委任状はなぜ必要なの？**（更新：2003/01/24）

建設リサイクル法の届出は発注者さん自ら届出る義務があります。法律の区分でいう届出行為は、許可や認可や確認の申請とは違います。届け出るだけの一方通行です。しかし、代理提出・訂正の委任を受けた人が、何らかの事情で届出が間に合わなかった場合や、発注者さんの意思に反して訂正を拒否した場合等等で受理がされなかった場合、それを知らずに工事に着手してしまうと、発注者さんは無届で罰せられる場合があります。その場合、代理をして届出ははずだった人は罰せられませんが、発注者に対する責任は非常に大きなものとなります。

許可等は、許可書等お返しするものがありますが、届出は何らお返しするものがないかわりに、届出て7日以内に福山市から変更命令がない場合は、工事に着手してよいことになっています。また、委任状をお持ちになった方が、委任状に記載された方であるかどうか非常に重要となってきます。

訂正がまったく生じない場合は、代行（提出するだけ。郵送と同じ行為）にあたり委任状は不要ですが、記載すべき箇所に記載がない場合や必要な書面がない場合は届出をお持ち帰りいただき、訂正すべき箇所があれば、発注者さんに直接おいでいただき訂正をお願いすることとなります。

**特定建設資材となる建設資材とはどのようなものをいうの？**（更新：2005/03/09）

令第一条で定める特定建設資材は次に掲げる建設資材と決められています。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

具体的な例として次の表にまとめました。

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC板	JIS A 5372		コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート，有筋コンクリート			コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406		コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品			コンクリート，コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック			コンクリート
間知ブロック			コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411		コンクリート
軽量コンクリート			コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC板	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成板）	JIS A 5422	×	

普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装			アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材			木材
合板	JAS		木材
パーティクルボード	JIS A 5908		木材
集成材（構造用集成材）	JAS		木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905		木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905		木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905		木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

凡例 〇：特定建設資材 ×：特定建設資材でないもの

**伐採木やコンクリート型枠，梱包材等は分別解体等・再資源化等の対象になるの？**（更新：2005/03/09）

法第 2 条第 1 項において，建設資材とは[土木建築に関する工事に使用する資材]と定義されていますが，**伐採木・伐根材・梱包材等は建設資材ではない**ので，建設リサイクル法による分別解体等・再資源化等の義務付けの対象にはなりません。

また，リース材である特定建設資材（木製コンクリート型枠等）は，工事現場で使用している間は建設資材であるものの，使用後リース会社に引き取られる場合は，建設資材廃棄物として排出されるものにはなりません。このため，対象建設工事となる工事現場から直接廃棄物として排出される場合は，分別解体等・再資源化等が必要となりますが，リース会社へ排出されるものは分別解体等・再資源化等の義務付けの対象にはなりません。

なお、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とならないものについても、廃棄物処理法の規定に従って適切な処理が必要になります。

**請負契約ではなく委託契約で解体工事を発注した場合，分別解体等の義務は免除されるの？**（更新：2005/03/09）

**契約形態の如何を問わず**，建設工事の完成を請け負う工事で対象建設工事の基準を満たす工事は，すべて対象となり免除はされません。

**建設リサイクル法第 12 条に基づく説明はいつすればいいの？**

法第 12 条第 1 項では，対象建設工事を発注しようとする者（発注予定者）に対して，直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者（元請予定者）から説明することになっております。したがって，契約をする前に説明をする必要があります。

また，法第 12 条第 2 項では対象建設工事の**受注者は**，その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは，**当該他の建設業を営む者に**

**対し**，法第 10 条第 1 項の規定により**届け出られた事項**（同条第 2 項の規定による変更の届出があった場合には，その変更後のもの）**を告げる必要があります。**

**事前説明の書面様式は定められているの？**（更新：2005/03/09）

法による定めはありません，以下の事項について記載された書面であればかまいません。

- ・ 解体工事である場合においては，解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては，使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては，解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

なお，**建築指導課ホームページ**の中で**参考様式を作成しております**ので，よろしければ参考にしてください。

**建設リサイクル法第 13 条に基づく契約時の様式は定められているの？**（更新：2005/03/09）

法による定めはありません，以下の事項について記載された書面であればかまいません。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要する費用

なお，**建築指導課ホームページ**の中で**参考様式を作成しております**ので，よろしければ参考にしてください。

**建設リサイクル法第 18 条に基づく発注者への報告等の様式は定められているの？**（更新：2005/03/09）

法による定めはありません，以下の事項について記載された書面であればかまいません。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

なお，**建築指導課ホームページ**の中で**参考様式を作成しております**ので，よろしければ参考にしてください。

**対象建設工事の契約前に届出を提出してもいいの？**（更新：2005/03/09）

届出書には，対象建設工事の元請業者の商号，名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記載することとなっていますが，**契約を締結していない段階では元請業者が存在しないので**，元請業者について記載することができません。このため，工事の契約前に届出書を提出することはできません。

**特定建設資材廃棄物については，最終処分の方が経済的に有利な場合も再資源化等を行う必要があるの？**（更新：2005/03/09）

特定建設資材廃棄物については，再資源化等を行うより最終処分を行った方が経済的に有利な場合についても，再資源化等を行う必要があります。